

## 36 機械作業受託組織育成事業

### ■ 概要

高齢化や兼業農家の増加による労働力不足の農家や、機械を持たない農家などの農作業を支援するため、地域に根ざした機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。

※ 機械作業の受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織です。

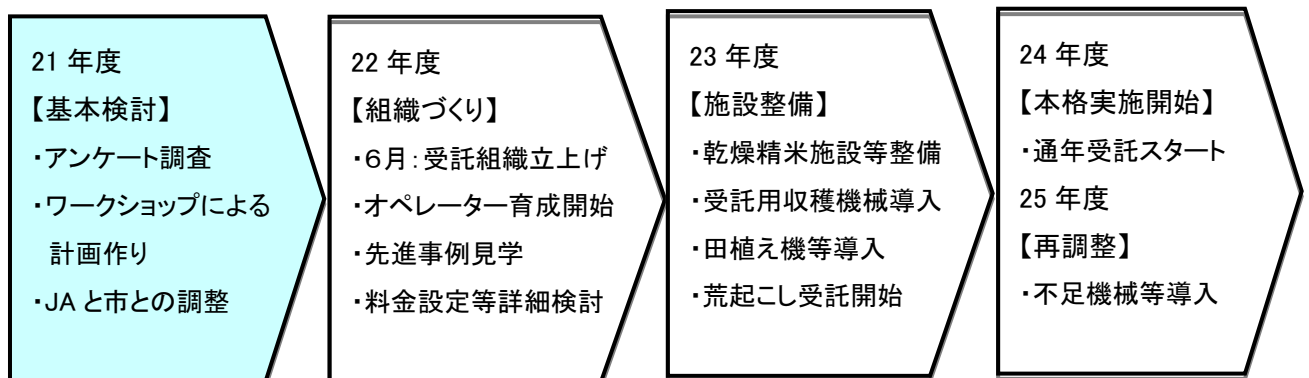
### ■ 事業実績

アンケート調査実施：青葉区田奈地区（対象農家 543 戸）

ワークショップ：3 回開催



平成 21 年度は関係者の合意を得ながら、組織の具体的なイメージ化と農協で行う整備を含めた事業スケジュールを確認しました。



【図】事業の流れ



- ・地域で少なくなってきた水田の担い手は今後受託組織づくりがポイントになると思う。
- ・受託組織をつくり、耕作放棄地をなくし、良好な田園景観を残してほしい。
- ・自分が農業を出来なくなっても安心して農地で農業を継続してもらえと思う。

## 37 担い手コーディネーター育成・派遣事業

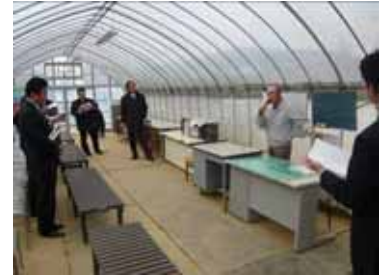
### 【市民農園人材育成研修】

#### ■ 概要

横浜市の市民農園制度の概要や農園開設に必要な手続き、農園設計方法などについて農協職員や農業委員等に対して研修を行い、制度周知に努めるとともに、市内に市民農園を今後増設していくための方策について検討しました。

#### ■ 事業実績 人材育成研修：2回実施

テーマ	会場	参加者
人材育成研修①	JA 横浜きたセンター	横浜農協職員 10 名
人材育成研修②	ホテル横浜ガーデン	農業委員・農地改良協会会員計 113 名
	【累計】	123 名



【写真1】  
市内農園の現地視察



【写真2】  
意見交換会の様子



#### 受講者の声

- ・農地保全には自作や他の農家への貸付けをまずは優先し、市民農園は次善の策としてほしい。
- ・農業経営のために土地基盤整備を行った場所を避けるなど、周囲の営農状況を配慮した事業推進を行ってほしい。

### 【援農コーディネーター育成・派遣】

#### ■ 概要

労働力が不足している農家のお手伝いをする援農ボランティア等について、農家の皆様からご意見をいただき、広く活用していただける制度を作るために、アンケート調査を実施しました。

#### ■ 事業実績

##### (1) アンケート調査の概要

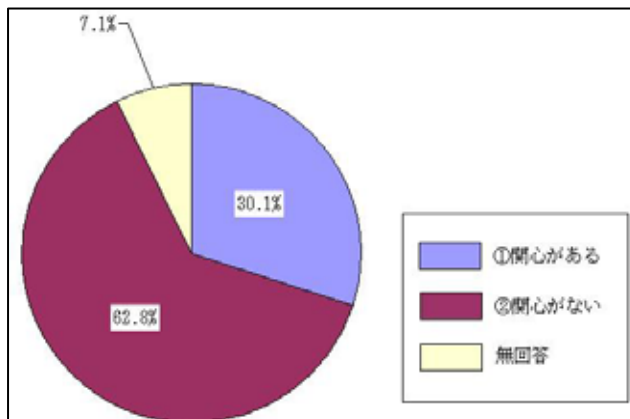
対象：市内の農家から無作為に抽出した1,000名の方々

調査期間：平成21年12月から平成22年2月

アンケートの回収結果：366名（回収率36.6%）

##### (2) アンケート調査の主な結果

##### Q1 援農ボランティアに関心はありますか？



援農ボランティアに関心がある農家の割合は、全体の約3割となりました。

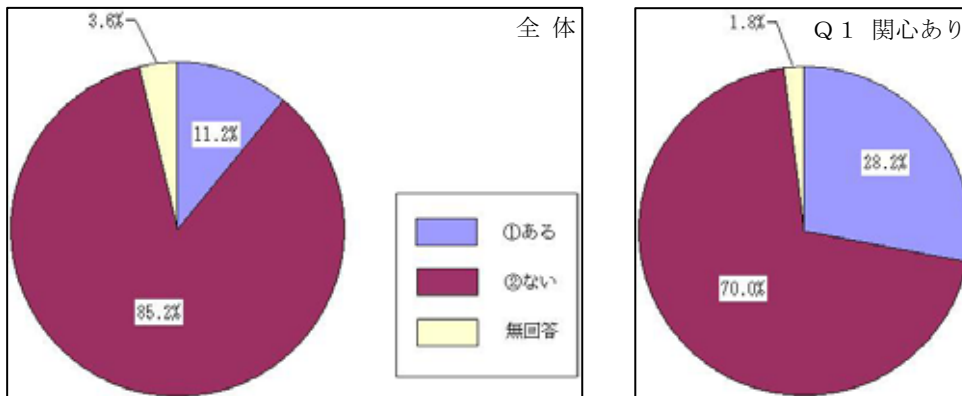
※以下の設問については、

①全体の集計（グラフ左）

②Q1で「関心がある」と答えた方だけの集計（グラフ右）

別に、結果を示しています。

**Q2 援農ボランティア等を活用したことがありますか？**



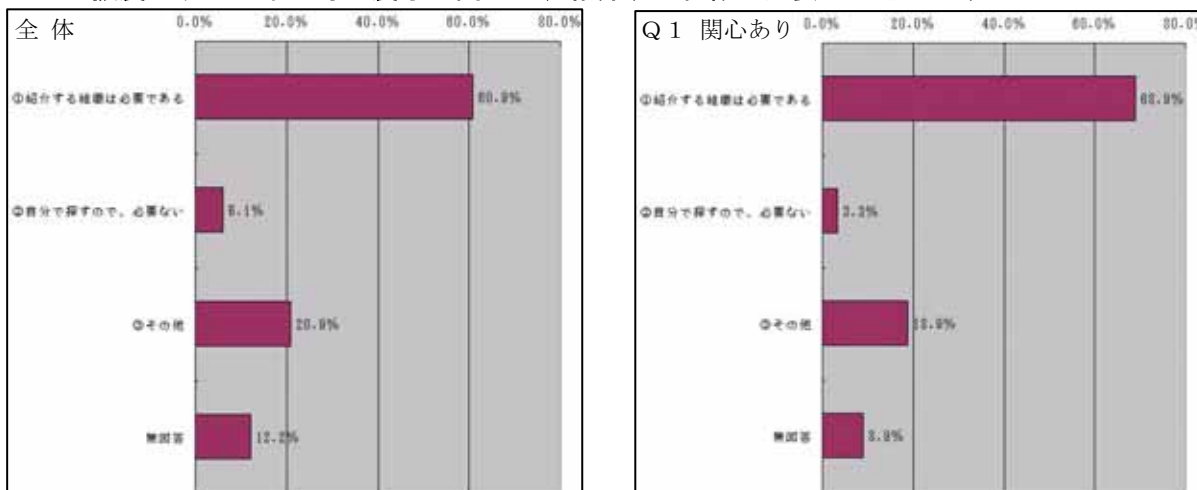
援農ボランティア等を活用したことがあると回答した農家は、全体で約1割、ボランティアに関心がある農家で約3割となっていますが、関心がある農家でも約7割が活用したことはありません。

**Q3 援農ボランティア等を活用してみたいですか？**



援農ボランティア等を活用したいと回答した農家は、全体で約3割、ボランティアに関心がある農家で約8割となっています。

**Q4 援農ボランティア等と農家の間には、紹介する組織が必要だと思いますか？**



紹介する組織が必要であると回答した農家は、全体で約6割、ボランティアに関心がある農家で約7割となっています。

**■ 平成22年度の取組**

アンケート調査の結果から、援農ボランティアへのニーズや、紹介する組織の必要性について把握ができましたので、制度の実施に向けて検討を進めてまいります。



# 38 農業後継者・横浜型担い手育成事業



## ■ 概要

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者や環境にやさしい農業を実践し、地産地消に積極的に推進するなど、市民が期待する農家（横浜型担い手農業者）に対し、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。

## ■ 事業実績

対 象		件数	概 要
認定農業者		22件	トラクター等の農業機械など 農産加工施設整備や加工備品など
認定農業者に 準じる農業者 (横浜型担い手)	環境保全型農業推進者	10件	
	直売ネットワーク参加農家	7件	
	よこはま・ゆめ・ファーマー	6件	
小計		23件	
総 計		45件	

## 事例



トラクター等  
農業機械購入支援



とれたお米を  
直売や朝市で販売



地域の担い手が減少していく中、水稲請負を依頼されることがますます増えています。導入した大型トラクターは請け負った水田の耕作に大活躍でした。今後もさらに請け負い面積を増やし、地域の水田保全に務めたいと考えています。



農産加工施設整備及び  
加工備品購入の支援



農産加工施設を作り、今まで無駄にしていた規格外の野菜を漬けものなどに加工できるようになりました。加工品は、定期的に開いている直売所のほか、JA横浜の直売所でも販売して、お客さんに喜ばれています。



野菜を加工した漬物や果物の美味しさをぎゅっと詰め込んだジャムなど、直売所や朝市などで好評です。



## <参考>

- ①法に基づく認定農業者・・・・・・・・・・209名（H22.3.31）
- ②横浜市独自の環境保全型農業推進者・・・296名（H22.3.31）
- ③直売ネットワーク参加農家・・・・・・・・・・340戸（H22.3.31）
- ④よこはま・ゆめ・ファーマー認定農家（女性農業者）・・・79名（H22.3.31）

## 39 農地貸付促進事業

### ■ 概要

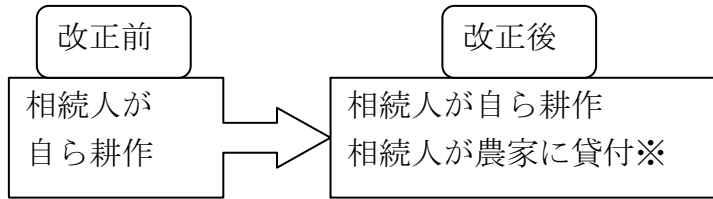
6年以上の長期貸付を行う農地所有者に奨励金を交付し、耕作者の農業経営の安定を図ります。

### ■ 実績・状況

#### ・相続税納税猶予制度の改正

平成21年6月24日に農地法等農地関係4法が改正され、併せて平成21年12月15日の相続から、農地の相続税納税猶予制度が改正されました。

(納税猶予の前提条件)



※市が農地の貸借を仲介する制度で貸し付けた場合



#### ・平成22年度から本格実施します

農地を農家に貸し付けて相続税納税猶予を受けようとする所有者は、相続税の負担軽減のため奨励金が無くとも自ずと長期貸付が誘導される。

そこで、農地貸付促進事業では相続税納税猶予の適用農地を奨励金交付対象から除外することとしました。

## 41 農地流動化促進事業

### ■ 概要

相続に伴う農地売買を円滑に行うことを目的に、県農業公社に利子負担等の軽減を行います。

### ■ 実績・状況

#### ・農業経営基盤強化促進法の改正

平成21年6月24日の法改正により県農業公社だけでなく、市町村、農協が農地を中間保有する制度が創設されました。

#### ・平成22年度は制度設計

農地売買に関する調査を実施するとともに、県農業公社や農協と協議して、国の補助金の活用や横浜の農地事情に適合した制度の構築を行います。



## 43 地域緑化計画策定事業

## 44 民有地地域緑化助成事業

## 45 公共施設地域緑化事業

### ■概 要

地域ぐるみで緑化活動を行おうとする地区の皆さんへ、緑やまちづくりの専門家の派遣や整備費・管理費の一部助成などの支援を行い、民有地、公有地を含めた地域の緑化を推進します。

市では、緑の計画やルールづくりのコーディネーターを派遣し、

【地域緑化計画策定事業】

策定した計画に基づいて行う民有地の緑化等へ助成するとともに、

【民有地地域緑化助成事業】

計画に基づく公共施設の緑化を優先的に進めます。

【公共施設地域緑化事業】

### ■事業実績

地域緑化計画策定事業：6地区で取組が始まりました。

- ・ 生麦・守屋町地区（鶴見区・神奈川区）
- ・ 山手地区（中区）
- ・ 馬車道地区（中区）
- ・ 旭北地区（旭区）
- ・ 名瀬たかの台地区（戸塚区）
- ・ 上飯田地区（泉区）



●計画作りのためのワークショップのようす。



●地域の皆さんに集まってもらい、街歩きなどを通して、地域の中の緑化のタネを集めています。

## 46 保育園・幼稚園芝生化事業

### ■概要

民間の保育園や幼稚園等が行う面積10㎡以上の園庭の芝生化に対して、整備費等の助成を行います。

### ■事業実績

- ・助成制度の創設、助成の実施 11園（面積 1,241㎡）

幼稚園・保育園	区	幼稚園・保育園	区
わくわくの森保育園	鶴見	第二福澤保育センター	港北
本牧めぐみ幼稚園	中	長津田幼児アカデミー	緑
宝島幼稚園	港南	シャローム保育園	青葉
プレスクール若葉幼稚園	旭	都田幼稚園	都筑
根岸星の子保育園	磯子	おおぞらひまわり保育園	戸塚
金沢ふたば保育園	金沢		



●助成事例 都田幼稚園（都筑区）



●助成事例 宝島幼稚園（港南区）



●助成事例 プレスクール若葉幼稚園（旭区）



●芝生化助成を受けた施設には、「横浜みどり税」を活用していることを表示するシールを貼っています。



【参考事例・イメージ】

芝生の上で楽しそうに転がる園児たち



### 事業者の声

- ・まだ、芝生を張ったばかりなので、芝が根付くまでは使えませんが、春になって、青々と茂った芝生の上で子供たちを遊ばせるのが待ち遠しいです。



**47 区民花壇事業**  
**48 生垣設置事業**  
**49 屋上緑化助成事業**

**■概 要**

民有地の緑化を助成制度により支援します。

民有地内の市民が観賞可能な屋外に設置される花壇（地植え花壇の場合10㎡以上、プランター花壇の場合3㎡以上）に対して、整備費等を助成します。【区民花壇事業】

戸建住宅で道路に面した長さが3m以上の既存のブロック塀を撤去する生垣設置について費用の一部を助成します。【生垣設置事業】

市街化区域の建築物の屋上または壁面の緑化を3㎡以上行う場合に、緑化費の一部を助成します。（ただし、法令等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化が対象）【屋上緑化助成事業】

**■事業実績**

- ・区民花壇事業：助成制度の創設、助成4箇所（花壇面積 約54㎡） 【写真1】  
     中区：1箇所 南区：1箇所 青葉区：2箇所
- ・ブロック塀撤去を伴う生垣設置助成：制度創設、助成2件（延長 26m） 【写真2】  
     青葉区：1件 栄区：1件
- ・屋上緑化助成：対象地域の拡充、助成12件（緑化面積 約351㎡） 【写真3】  
     鶴見区：3件 神奈川区：2件 南区：1件 保土ヶ谷区：1件  
     磯子区：2件 金沢区：1件 港北区：1件 都筑区：1件



【写真1】区民花壇事業  
 たまプラーザ中央商店街（青葉区）

**市民の声** これをきっかけに花を増やしていきたいと思っています。



【写真2-1】生垣設置助成(施工前) 個人邸（栄区）

【写真2-2】生垣設置助成(施工後)



【写真3】屋上緑化助成 集合住宅（港北区）

**市民の声** エコアップに寄与し、階下の部屋の夏場の冷房費も節約でき、とても満足しています。



## 50 名木・古木保存事業

### ■概要

町の象徴として市民に親しまれ、故事、来歴等のある樹木を登録し、樹木の診断・治療・管理にかかる費用の一部について助成を行います。

### ■事業実績

- ・助成制度の拡充：管理費助成の新設等
- ・新規指定：41本
- ・助成交付：11本（診断3本、治療1本、管理7本）



●新規登録事例 左からラクウショウ（青葉区）、ケヤキ（都筑区）、タブノキ（金沢区）



《剪定前》



《剪定後》

●樹木管理助成 ケヤキ（西区）



市民の声

・管理費助成ができて、樹木の剪定を行うことができました。

## 51 記念樹等生産配布事業

### ■概要

民有地緑化の普及・推進をはかるため、人生の節目の記念等に希望した市民に苗木の配布（年2回）を行います。

### 【申し込みできる方】

次の記念を迎える横浜市民の方です。

出生、保育園・幼稚園入園、小学校入学、成人(20歳の誕生日)、就職、結婚、金婚(50年)、銀婚(25年)、賀寿、新市民(市外からの転入)、住宅の新築・購入、増改築

### 【申込期間】

記念の日から前後1年以内です。

### 【苗木の種類】

苗木は「サツキ」「アジサイ」「キンモクセイ」「ドウダンツツジ」「ニシキ(ハコネ)ウツギ」「モッコウバラ」「ハナミズキ」「ヤマザクラ」「ベニカナメモチ」の中からの選択となります。



### ■事業実績

- ・配布対象記念の拡大：新市民(市外からの転入)、保育園・幼稚園の入園者、就職者
- ・配布本数：14,324本



- ・苗木が大きくなるの楽しみです！
- ・ありがとうございます。大切に育てます。



## 52 公共施設緑化事業

## 53 公共施設緑化管理事業

### ■概要

公立の保育園や小・中学校の園庭や校庭の芝生化、市民利用施設や道路・公園・河川等への植樹など、公共施設の緑化を推進します。【公共施設緑化事業】

公共施設の既存の緑について、良好な管理を進めます。【公共施設緑化管理事業】

### ■事業実績

- 公共施設緑化事業：

植樹面積 植樹面積 2.1ha ※植樹本数から求めた換算値  
 植樹本数 114,005本（高木 1,446本、中低木 112,559本）  
 公立保育園の園庭芝生化 735㎡・5園

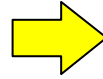
【写真1】

保育園	区	保育園	区
左近山保育園	旭	大熊保育園	都筑
洋光台第二保育園	磯子	みどり保育園	都筑
滝頭保育園	磯子		

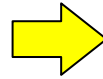
- 公共施設緑化管理事業：

管理施設 91施設  
 管理面積 約17.8ha

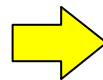
【写真2】



【写真1-1】緑化事例（横浜市役所屋上緑化）



【写真1-2】緑化事例（公立保育園の園庭芝生化 都筑区大熊保育園）など5園で実施



【写真2】緑化管理事例（横浜市立みなと赤十字病院）



## 54 いきいき街路樹事業

### ■概 要

街路樹は、快適な緑陰をつくり、都市に潤いや憩いを与えるとともに、街並みの美観を向上させています。これら街路樹を良好に生育させ、市民に美しく豊かな緑を提供するとともに、歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保するため、適正な維持管理を行います。

街路樹の管理費が年々減少したため、適正なせん定頻度が保てず、1回のせん定で枝を極端に切り詰める「ぶつ切りせん定」によって、樹形の乱れ、樹勢の衰退、街並み景観の悪化などが問題となりました。



●ぶつ切りせん定の事例

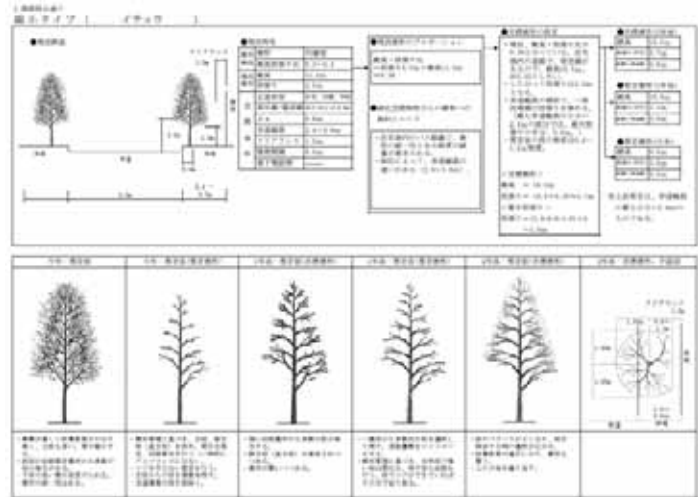
### ■事業実績

- ・実施路線数 86路線(全区)
- ・せん定実施本数 10,212本

いきいき街路樹事業では、駅前や公共施設周辺の道路、幹線道路などを中心に対象路線を選定します。

樹種や路線の特性(歩道幅員、周辺土地利用、地域の特殊事情等)を考慮しながら、目標とする樹形とせん定方法を予め定めます。(右図参照)

これらに基づき計画的なせん定を行うことにより、都市の美観の向上と街路樹の健全な育成を図ります。



●栄区上郷町 湘南桂台通り(イチョウ)のせん定計画



【せん定前】



【せん定後】

●せん定事例(栄区上郷町)

## 55 民有地緑化の誘導

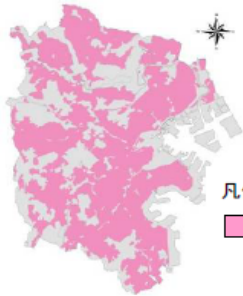
### ■概要

一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度をはじめ、諸制度を着実に運用し、民有地における緑化を進めます。

### <緑化地域制度>

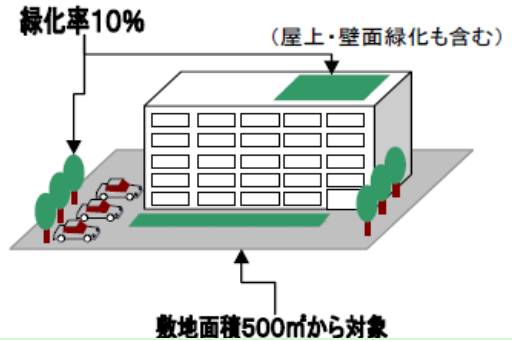
「都市緑地法」に基づき、良好な都市環境形成のために、横浜市の住居系用途地域全域を緑化地域と定め、500㎡以上の敷地で建築物の新築・増築を行う場合に、敷地面積の10%以上の緑化を義務付けています。

図 緑化地域の指定地域



### 住居系用途地域全域※

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域



### <緑の環境をつくり育てる条例第9条協議>

「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、横浜市全域において、500㎡以上の敷地で建築物の新築・増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を行う協議を行っています。

### <横浜市開発事業の調整等に関する条例>

「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づき、開発事業を行う場合、敷地面積に一定の既存の樹木の保存または、緑化を行う協議を行っています。



●緑化事例



### ●建築物緑化認定ラベル

上記制度により緑化を行った場合、横浜市の緑化認定証と認定ラベルを発行しています。

### ■事業実績

- ・ 緑化地域制度の施行：平成21年4月より開始
- ・ 緑化地域制度に基づく適合証明：249件 約 7.5ha
- ・ 緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化：258件 約43.2ha（工場等は除く）
- ・ 開発事業の調整等に関する条例に基づく緑化：231件 約 9.8ha※植樹本数から求めた換算値

## 56 建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減

### ■概要

面積500㎡以上の建築物敷地で、法令や条例に基づき一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、固定資産税等の一部が軽減される制度です。民有地における緑化地の保全と緑化誘導のため、保全契約を進めています。

#### <建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減を受けるためには>

##### 1 条件

- ①建築確認の敷地面積が500㎡以上の建築物敷地であること。
- ②敷地面積に占める緑化面積の部分が、法令等に掲げる緑化率に加え、さらに5%以上緑化されている建築物敷地であること。
- ③平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結すること。

##### 2 軽減内容

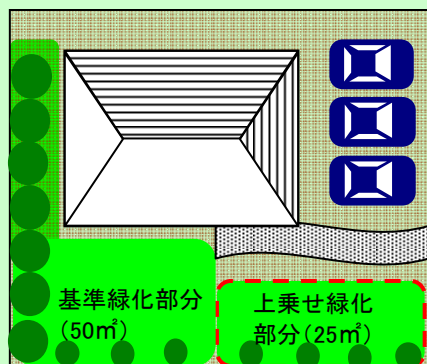
○法令等に掲げる緑化率を超えて緑化している部分(上乗せ緑化部分)に相当する税額の1/4が軽減されます。

##### 3 軽減期間

- 当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分。  
(22年中に契約いただいた場合、23年度から税が軽減されます。)

##### 4 参考

- 事例:敷地面積500㎡/緑化基準10%/実際の緑化面積75㎡



- <主な要件>
- ・基準緑化部分 : 50㎡(敷地の10%)
  - ・上乗せ緑化部分: 25㎡(5%以上に適合)
  - ・緑化部分全体: 10年間の保全契約締結
- <軽減対象面積>
- ・25㎡ (全体緑化75㎡-基準緑化50㎡)  
※地上部の緑化が対象です。
- <軽減額>
- ・25㎡に相当する税額の1/4が軽減対象となります。

※緑化部分の面積の算定方法については、適用される法・条例により異なります。

### ■事業実績

- ・建築物緑化保全制度創設
- ・緑化保全契約締結: 55件 (保全契約した緑地面積 約14.2ha)



#### 契約者の声

- ・税が軽くなった分を緑地の管理費用の一部にあてることができます。

【写真1】保全契約を締結した緑地 (鶴見区)